

令和３年長浜市議会３月定例会

議案書

- 別冊 令和３年度長浜市一般会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市国民健康保険特別会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 別冊 令和３年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市介護保険特別会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市休日急患診療所特別会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市病院事業会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市老人保健施設事業会計予算
- 別冊 令和３年度長浜市公共下水道事業会計予算
- 1 令和２年度長浜市一般会計補正予算（第１２号）
- 49 令和２年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 65 令和２年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第４号）
- 73 令和２年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第３号）
- 85 令和２年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第２号）
- 92 令和２年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
- 104 令和２年度長浜市病院事業会計補正予算（第４号）
- 109 令和２年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第２号）
- 112 令和２年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第２号）
- 124 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 125 長浜市デジタル化推進基金条例の制定について
- 127 史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の制定について
- 130 長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 133 長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 136 長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 138 長浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 140 長浜市公告式条例の一部改正について
- 142 長浜市事務分掌条例の一部改正について
- 143 長浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 144 長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
- 145 長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について
- 146 長浜市税条例の一部改正について
- 147 長浜市手数料条例の一部改正について
- 155 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 156 長浜市地域総合センター条例の一部改正について
- 158 長浜市福祉ステーション条例の一部改正について
- 160 長浜市介護保険条例の一部改正について
- 162 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 163 長浜市児童文化施設条例の一部改正について
- 164 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 165 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 166 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 169 工事請負契約の変更について
- 170 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- 171 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- 172 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- 173 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- 174 第8期ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）の策定につき議会の議決を求めることについて

令和 2 年度長浜市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 2 年度長浜市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 571, 552 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72, 885, 760 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,595,022	△161,000	16,434,022
	2 固定資産税	8,040,143	△121,000	7,919,143
	6 入湯税	44,776	△22,000	22,776
	7 都市計画税	733,934	△18,000	715,934
10 地方交付税		13,500,000	646,798	14,146,798
	1 地方交付税	13,500,000	646,798	14,146,798
12 分担金及び負担金		265,704	△55,788	209,916
	2 負担金	251,551	△55,788	195,763
14 国庫支出金		20,108,429	2,059,070	22,167,499
	1 国庫負担金	5,935,999	△184,233	5,751,766
	2 国庫補助金	14,147,720	2,243,303	16,391,023
15 県支出金		3,895,382	77,453	3,972,835
	1 県負担金	2,029,961	△48,755	1,981,206
	2 県補助金	1,559,063	126,208	1,685,271
16 財産収入		252,405	29,481	281,886
	1 財産運用収入	204,340	29,481	233,821
17 寄附金		99,824	16,600	116,424
	1 寄附金	99,824	16,600	116,424
18 繰入金		6,377,796	△2,243,097	4,134,699
	1 基金繰入金	6,377,796	△2,243,097	4,134,699
19 繰越金		483,434	828,325	1,311,759
	1 繰越金	483,434	828,325	1,311,759
20 諸収入		780,950	△41,290	739,660
	4 受託事業収入	42,385	△10,000	32,385
	5 雑入	678,900	△31,290	647,610
21 市債		5,382,600	415,000	5,797,600
	1 市債	5,382,600	415,000	5,797,600
歳入合計		71,314,208	1,571,552	72,885,760

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		262,087	△2,110	259,977
	1 議会費	262,087	△2,110	259,977
2 総務費		17,475,694	1,974,403	19,450,097
	1 総務管理費	16,652,234	1,976,586	18,628,820
	2 徴税費	374,850	△1,136	373,714
	3 戸籍住民基本台帳費	338,464	△1,047	337,417
3 民生費		20,758,458	△681,662	20,076,796
	1 社会福祉費	10,200,390	△101,769	10,098,621
	2 児童福祉費	8,647,141	△497,893	8,149,248
	3 生活保護費	1,910,927	△82,000	1,828,927
4 衛生費		8,041,001	50,183	8,091,184
	1 保健衛生費	8,041,001	50,183	8,091,184
6 農林水産業費		2,268,014	120,084	2,388,098
	1 農業費	2,103,707	113,584	2,217,291
	2 林業費	159,384	6,500	165,884
7 商工費		2,557,719	△169,367	2,388,352
	1 商工費	2,557,719	△169,367	2,388,352
8 土木費		5,773,607	526,853	6,300,460
	1 土木管理費	401,387	11,943	413,330
	2 道路橋梁費	2,182,880	220,596	2,403,476
	3 河川費	377,122	53,471	430,593
	4 都市計画費	2,577,352	239,953	2,817,305
	5 住宅費	234,866	890	235,756
9 消防費		2,594,730	△17,451	2,577,279
	1 消防費	2,594,730	△17,451	2,577,279
10 教育費		6,143,682	△229,381	5,914,301
	1 教育総務費	1,290,104	△32,861	1,257,243
	2 小学校費	1,529,292	△92,586	1,436,706
	3 中学校費	679,572	△37,793	641,779
	4 幼稚園費	656,639	△36,171	620,468
	5 社会教育費	937,458	△25,000	912,458
	6 保健体育費	1,050,617	△4,970	1,045,647
歳 出 合 計		71,314,208	1,571,552	72,885,760

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	浅井支所等管理経費	26,000
		虎姫支所等管理経費	23,000
		湖北支所等管理経費	10,500
		高月支所等管理経費	47,200
		北部振興局管理経費	8,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育所管理運営事業	7,000
		認定こども園園舎等維持管理経費	14,700
4 衛生費	1 保健衛生費	地域医療推進事業	19,000
		湖北野鳥センター管理運営事業	4,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手支援事業	88,200
	2 林業費	林道治山整備事業	38,000
8 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	11,943
	2 道路橋梁費	南田附神前線整備事業	343,435
		舗装修繕事業	51,000
		木之本線整備事業	66,000
		橋梁長寿命化事業	82,856
	3 河川費	河川改良事業	91,300
		急傾斜地崩壊対策事業	14,835
		地域整備事業	114,949
	4 都市計画費	田村駅周辺整備事業	105,700
		豊公園再整備事業	44,125
		地福寺神照線整備事業	237,244
	5 住宅費	市営住宅管理事業	11,500
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等維持管理経費	10,000

変更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	14,200	土地改良事業	30,200

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
長浜市民体育館等指定管理料 (追加分)	令和8年度	15,426千円
神照運動公園指定管理料 (追加分)	令和8年度	23,122千円
浅井地区スポーツ施設指定管理料 (追加分)	令和8年度	25,005千円
長浜伊香ツインアリーナ指定管理料 (追加分)	令和8年度	46,600千円

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 101,600	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。
農林水産業施設災害復旧事業	1,300			
公共土木施設災害復旧事業	18,400			
減収補填	160,000			

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域総合センター整備事業	千円 45,700	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 41,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
農地整備事業	54,100				48,000			
道路橋梁整備事業	443,600				615,500			
都市計画施設整備事業	177,600				169,000			
幼稚園施設整備事業	31,000				23,000			
文化施設整備事業	37,100				26,300			

令和 2 年度長浜市一般会計
補正予算（第 1 2 号）説明書

歳入

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 固定資産税	8,027,518	△121,000	7,906,518
計	8,040,143	△121,000	7,919,143

(款) 1 市税

(項) 6 入湯税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 入湯税	44,776	△22,000	22,776
計	44,776	△22,000	22,776

(款) 1 市税

(項) 7 都市計画税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 都市計画税	733,934	△18,000	715,934
計	733,934	△18,000	715,934

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	13,500,000	646,798	14,146,798
計	13,500,000	646,798	14,146,798

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費負担金	251,493	△55,788	195,705
計	251,551	△55,788	195,763

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫負担金	5,387,431	△184,233	5,203,198
計	5,935,999	△184,233	5,751,766

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	△121,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	△22,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	△18,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	646,798	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費負担金	△55,788	保育所入所児童保護者負担金 △55,788

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	969	国民健康保険基盤安定対策費負担金 969
3 児童福祉費負担金	△123,702	助産施設等入所措置費負担金 △2,153
		児童扶養手当給付費負担金 △17,723
		児童手当交付金 △34,885
		民間保育所運営費負担金 △67,500
		子育てのための施設等利用給付交付金 △1,441
4 生活保護費負担金	△61,500	生活保護費等負担金 △61,500

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費国庫補助金	12,018,605	2,266,487	14,285,092
8 土木費国庫補助金	904,729	△20,184	884,545
10 教育費国庫補助金	422,990	△3,000	419,990
計	14,147,720	2,243,303	16,391,023

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費県負担金	2,027,906	△48,755	1,979,151
計	2,029,961	△48,755	1,981,206

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費県補助金	146,844	7,889	154,733
3 民生費県補助金	642,191	△6,256	635,935
6 農林水産業費県補助金	531,824	116,913	648,737
8 土木費県補助金	137,568	7,662	145,230
計	1,559,063	126,208	1,685,271

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	2,266,487	地方創生推進交付金	△3,723
		特別定額給付金給付事業費補助金	△31,000
		特別定額給付金給付事務費補助金	△52,573
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,353,783
2 道路橋梁費補助金	△48,556	社会資本整備総合交付金	△122,641
		道路局所管補助金	74,085
3 河川費補助金	△53,828	社会資本整備総合交付金	△53,828
4 都市計画費補助金	82,200	社会資本整備総合交付金	82,200
4 社会教育費補助金	△3,000	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	△3,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	△5,731	国民健康保険基盤安定対策費負担金	△5,731
3 児童福祉費負担金	△43,024	助産施設等入所措置費等負担金	△1,077
		児童手当負担金	△7,476
		民間保育所運営費負担金	△33,750
		子育てのための施設等利用給付交付金	△721

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	7,889	電源立地地域対策交付金	434
		地方バス路線特別対策事業費補助金	7,455
1 社会福祉費補助金	△6,256	隣保館整備事業費補助金	△6,256
2 農業振興費補助金	75,413	産地競争力の強化対策事業補助金	△4,382
		環境保全型農業直接支払交付金	△4,125
		担い手農地集積促進事業費補助金	△4,280
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	88,200
3 農地費補助金	15,000	団体営農地防災事業費補助金	15,000
4 林業費補助金	26,500	単独林道災害復旧事業費補助金	1,750
		湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業費補助金	7,050
		緊急捕獲等対策事業推進補助金	17,700
1 土木管理費補助金	64,604	地籍調査事業費補助金	7,888
		丹生水源地域整備事業特別交付金	56,716
2 河川費補助金	△56,942	急傾斜地崩壊対策事業費補助金	△56,942

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 利子及び配当金	157,098	29,481	186,579
計	204,340	29,481	233,821

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費寄附金	80,000	16,000	96,000
4 衛生費寄附金	19,524	600	20,124
計	99,824	16,600	116,424

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	2,470,350	△1,500,000	970,350
2 減債基金繰入金	2,123,582	△375,831	1,747,751
6 地域福祉基金繰入金	241,449	17,600	259,049
7 教育施設整備基金繰入金	181,981	△18,484	163,497
10 丹生ダム対策基金繰入金	0	12,501	12,501
23 地域の元気づくり基金繰入金	122,490	△31,337	91,153
24 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	208,364	△40,972	167,392
25 公共施設等整備基金繰入金	203,071	△5,000	198,071
26 公共施設等保全整備基金繰入金	349,700	△7,320	342,380

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	29,481	財政調整基金利子	3,727
		減債基金利子	△550
		ふるさと振興基金利子	367
		地域福祉基金利子	8,616
		教育施設整備基金利子	673
		文化芸術振興基金利子	318
		職員退職手当基金利子	718
		協働でつくる長浜まちづくり基金利子	9,192
		丹生ダム対策基金利子	52
		電源立地地域対策交付金等事業基金利子	△1
		地球温暖化対策推進基金利子	△19
		過疎地域自立促進特別事業基金利子	4
		公共施設等保全整備基金利子	1,673
		地域の元気づくり基金利子	680
		まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金利子	834
		公共施設等整備基金利子	1,348
		保育士等確保緊急対策基金利子	12
		子ども未来教育基金利子	1,837

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費寄附金	16,000		
1 保健衛生費寄附金	600		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	△1,500,000		
1 減債基金繰入金	△375,831		
1 地域福祉基金繰入金	17,600		
1 教育施設整備基金繰入金	△18,484		
1 丹生ダム対策基金繰入金	12,501		
1 地域の元気づくり基金繰入金	△31,337		
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	△40,972		
1 公共施設等整備基金繰入金	△5,000		
1 公共施設等保全整備基金繰入金	△7,320		

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
28 子ども未来教育基金繰入金	352,438	△294,254	58,184
計	6,377,796	△2,243,097	4,134,699

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	483,434	828,325	1,311,759
計	483,434	828,325	1,311,759

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費受託事業収入	15,473	△10,000	5,473
計	42,385	△10,000	32,385

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
5 雑入	678,874	△31,290	647,584
計	678,900	△31,290	647,610

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生債	87,700	△4,700	83,000
6 農林水産業債	60,100	△6,100	54,000
8 土木債	621,200	264,900	886,100
10 教育債	322,900	△18,800	304,100
11 災害復旧事業債	11,600	19,700	31,300

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども未来教育基金繰入金	△294,254		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	828,325		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会教育費受託事業収入	△10,000	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	△10,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 民生費雑入	△21,967	放課後児童クラブ保護者負担金	△9,000
		保育所給食費等負担金	△12,967
4 衛生費雑入	△9,323	休日急患診療所一般管理負担金	△2,642
		その他雑入	△6,681

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 地域総合センター整備事業債	△4,700		
1 農地整備事業債	△6,100	農業用施設整備事業債	4,700
		土地改良施設整備事業債	△10,800
1 道路橋梁整備事業債	171,900	地方道路整備事業債	171,900
2 河川整備事業債	101,600		
3 都市計画施設整備事業債	△8,600	公園整備事業債	△8,600
2 幼稚園施設整備事業債	△8,000	幼稚園整備事業債	△8,000
5 文化施設整備事業債	△10,800		
2 農林水産業施設災害復旧事業債	1,300	林業施設災害復旧事業債	1,300
3 公共土木施設災害復旧事業債	18,400	道路橋梁災害復旧事業債	12,800
		河川災害復旧事業債	5,600

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
14 減収補填債	0	160,000	160,000
計	5,382,600	415,000	5,797,600

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 減収補填債	160,000	

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	262,087	△2,110	259,977				△2,110
計	262,087	△2,110	259,977				△2,110

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,786,080	△3,376	1,782,704				△3,376
6 財務管理費	342,216	2,034,969	2,377,185			133,530	1,901,439
7 支所費	901,247	113,042	1,014,289				113,042

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△2,110	□議会運営事務経費 △2,110 委員会等視察研修委託料 △2,110

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△148	□職員給与費（113人） △3,768 給料 △148
3 職員手当等	△3,599	職員手当等 △3,599
4 共 済 費	△21	共済費 △21
5 災害補償費	6,907	
8 旅 費	△2,135	□秘書事務経費 △1,515 旅費 △135
9 交 際 費	△950	交際費 △950
11 役 務 費	△1,280	通信運搬費 △280 研修負担金 △150
18 負担金、補助 及び交付金	△2,150	□人事管理事務経費 6,907 災害補償費 6,907 □職員研修事業費 △5,000 旅費 △2,000 手数料 △1,000 研修負担金 △2,000
24 積 立 金	2,034,969	□公有財産管理事務経費 2,034,969 ふるさと振興基金積立金 16,624 教育施設整備基金積立金 200,000 文化芸術振興基金積立金 5,612 地域の元気づくり基金積立金 200,000 協働でつくる長浜まちづくり基金積立金 26,855 公共施設等保全整備基金積立金 400,000 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金積立金 210,000 地域福祉基金積立金 308,848 子ども未来教育基金積立金 24,741 新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金積立金 31,614 デジタル化推進基金積立金 600,000 基金利子積立金 10,675
2 給 料	△264	□職員給与費（96人） △1,658 給料 △264
3 職員手当等	△1,307	職員手当等 △1,307
4 共 済 費	△87	共済費 △87
10 需 用 費	2,200	
14 工事請負費	112,000	□浅井支所等管理経費 26,000 整備事業費 26,000
17 備品購入費	500	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
8 企画費	422,387	△18,500	403,887	5,732		△4,167	△20,065
9 地域振興費	140,510	△20,676	119,834	△1,746		△11,879	△7,051
10 情報管理費	354,048	△36,300	317,748				△36,300
12 自治振興費	124,369	△9,000	115,369				△9,000
17 市民協働推進費	69,674	0	69,674			△5,784	5,784
19 特別定額給付金費	11,961,840	△83,573	11,878,267	32,267			△115,840

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		☐ 虎姫支所等管理経費 23,000 整備事業費 23,000 ☐ 湖北支所等管理経費 10,500 整備事業費 10,500 ☐ 高月支所等管理経費 47,200 修繕料 2,200 整備事業費 45,000 ☐ 北部振興局管理経費 8,000 整備事業費 7,500 備品購入費 500
8 旅 費	△200	☐ 交通対策事業費 △12,500
10 需 用 費	△400	地方バス路線維持費補助金 △7,589
11 役 務 費	△1,000	デマンドタクシー運行補助金 △4,911
12 委 託 料	△4,400	☐ 都市ブランド力向上事業費 △6,000
18 負担金、補助 及び交付金	△12,500	☐ 旅費 △200 印刷製本費 △400 通信運搬費 △1,000 首都圏魅力発信業務委託料 △2,600 長浜ファンプロジェクト推進事業委託料 △1,800
18 負担金、補助 及び交付金	△20,676	☐ 地域振興政策費 財源更正 ☐ 地域活性化施設管理運営事業費 財源更正 ☐ イベント開催事業費 △18,676 木之本地区観光振興事業負担金 △2,259 地域イベント開催事業補助金 △8,000 こほく地域フェスティバル補助金 △2,738 観音の里ふるさとまつり補助金 △2,479 木之本地区観光振興事業補助金 △3,200 ☐ 地域振興事業費 △2,000 余呉湖健康マラソン補助金 △2,000
13 使用料及び賃 借 料	△3,300	☐ I T 推進事業費 △36,300
17 備 品 購 入 費	△33,000	使用料及び賃借料 △3,300 備品購入費 △33,000
18 負担金、補助 及び交付金	△9,000	☐ 自治会活動振興事業費 △9,000 自治会館大規模改修事業補助金 △9,000
		財源更正
2 給 料	△10,947	☐ 特別定額給付金給付事業費 △31,000
3 職 員 手 当 等	△4,269	特別定額給付金 △31,000
4 共 済 費	△2,419	☐ 特別定額給付金給付事務経費 △52,573
10 需 用 費	△2,452	給料 △10,947
11 役 務 費	△4,708	職員手当等 △4,269
12 委 託 料	△25,835	共済費 △2,419

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	16,652,234	1,976,586	18,628,820	36,253		111,700	1,828,633

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 税務総務費	290,570	△1,136	289,434				△1,136
計	374,850	△1,136	373,714				△1,136

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民基本台帳費	338,464	△1,047	337,417				△1,047
計	338,464	△1,047	337,417				△1,047

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	3,141,774	△48,324	3,093,450	△4,762		8,616	△52,178

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	△1,943	消耗品費	△1,150
		印刷製本費	△1,302
18 負担金、補助及び交付金	△31,000	通信運搬費	△4,293
		広告料	△415
		業務委託料	△5,104
		情報システム委託料	△20,731
		使用料及び賃借料	△1,943
		□高校生等在宅学習応援事業費	
		財源更正	
		□新生児特別臨時給付金事業費	
		財源更正	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△44	□職員給与費（36人）	△1,136
3 職員手当等	△1,067	給料	△44
4 共 済 費	△25	職員手当等	△1,067
		共済費	△25

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△747	□職員給与費（15人）	△1,047
3 職員手当等	△201	給料	△747
4 共 済 費	△99	職員手当等	△201
		共済費	△99

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△487	□職員給与費（60人）	△3,544
3 職員手当等	△2,857	給料	△487
4 共 済 費	△200	職員手当等	△2,857

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

- 24 -

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△5,253	共済費 △200
18 負担金、補助 及び交付金	△28,935	□社会福祉協議会活動推進事業費 △5,253 地域福祉活動事業委託料 △5,253
27 繰 出 金	△10,592	□国民健康保険特別会計繰出金 △10,592 □後期高齢者医療広域連合負担金 △28,935 (医療費) 後期高齢者医療広域連合負担金 △25,614 (事務費) 後期高齢者医療広域連合負担金 △3,321
14 工 事 請 負 費	△12,500	□木之本文化センター管理運営事業費 △12,500 整備事業費 △12,500
2 給 料	△9,667	□しょうがい者地域生活支援事業費
3 職員手当等	△6,000	財源更正 □しょうがい福祉事務経費 △15,667 給料 △9,667 職員手当等 △6,000
18 負担金、補助 及び交付金	△5,928	□高齢者施設入所措置事業費 △6,000 扶助費 △6,000
19 扶 助 費	△6,000	□老人保健施設事業会計負担金 72
27 繰 出 金	△13,350	□介護保険特別会計繰出金 △13,350 □高齢者福祉事務経費 △6,000 老人クラブバス利用補助金 △6,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△32,500	□子ども・子育て支援事業費 △5,223
3 職員手当等	△4,410	副食費補助金 △2,341
8 旅 費	△800	扶助費 △2,882
11 役 務 費	△5,000	□地域子育て支援センター運営事業費 △8,817
12 委 託 料	△500	報酬 △4,500
13 使用料及び賃 借 料	△1,734	職員手当等 △2,317 旅費 △800
18 負担金、補助 及び交付金	△2,341	リフレッシュ託児事業委託料 △500 使用料及び賃借料 △700
19 扶 助 費	△53,102	□放課後児童クラブ運営事業費 △36,627 報酬 △28,000 職員手当等 △2,093 手数料 △5,000 使用料及び賃借料 △1,034 扶助費 △500 □児童手当支給事業費 △49,720

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	10,876	△4,306	6,570	△3,230			△1,076
3 母子等福祉費	588,720	△40,000	548,720	△17,723			△22,277
4 保育所費	1,851,319	△53,000	1,798,319	△30,000		△37,770	14,770
5 認定こども園費	3,088,937	△300,200	2,788,737	△63,039	△8,000	△33,385	△195,776
計	8,647,141	△497,893	8,149,248	34,585	△8,000	△80,155	△444,323

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 扶助費	1,750,000	△82,000	1,668,000	△61,500			△20,500
計	1,910,927	△82,000	1,828,927	△61,500			△20,500

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生総務費	6,152,200	75,131	6,227,331			11,873	63,258

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		扶助費 △49,720 □子育て世帯応援事業費 財源更正
19 扶 助 費	△4,306	□児童措置事業費 △4,306
19 扶 助 費	△40,000	□児童扶養手当支給事業費 △40,000
3 職 員 手 当 等	△1,500	□保育所運営支援事業費 △40,000
4 共 済 費	△11,500	保育所運営委託料 △40,000
10 需 用 費	0	□保育所管理運営事業費 △13,000
12 委 託 料	△40,000	職員手当等 △1,500 共済費 △11,500 修繕料 7,000 賄材料費 △7,000
2 給 料	△109,500	□認定こども園管理費 △209,500
3 職 員 手 当 等	△27,000	給料 △109,500
4 共 済 費	△53,000	職員手当等 △27,000
10 需 用 費	△5,300	共済費 △53,000
14 工 事 請 負 費	△8,700	賄材料費 △20,000
17 備 品 購 入 費	△1,700	□認定こども園園舎等維持管理経費 4,300
19 扶 助 費	△95,000	修繕料 14,700 備品購入費 △1,700 整備事業費 △8,700 □認定こども園運営支援事業費 △95,000 扶助費 △95,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶 助 費	△82,000	□生活保護費給付事業費 △82,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,043	□職員給与費（17人） △2,265
3 職 員 手 当 等	△1,132	給料 △1,043
4 共 済 費	△90	職員手当等 △1,132
18 負担金、補助 及び交付金	45,670	共済費 △90 □湖北広域行政事務センター負担金 △6,085

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防接種費	1, 143, 870	0	1, 143, 870	104, 559			△104, 559
3 感染症予防費	13, 778	△2, 556	11, 222				△2, 556
4 母子保健費	128, 384	△8, 300	120, 084				△8, 300
5 健康増進費	80, 489	6, 650	87, 139	19, 000			△12, 350
7 健康都市推進費	20, 275	△10, 521	9, 754			△596	△9, 925
8 保健センター費	403, 407	△13, 722	389, 685				△13, 722
11 環境保全費	55, 008	3, 501	58, 509				3, 501
計	8, 041, 001	50, 183	8, 091, 184	123, 559		11, 277	△84, 653

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 投資及び出資金	△1,612	□救急医療体制運営事業費 休日急患診療所特別会計繰出金	12,738 12,738
24 積立金	600	□小児医療体制整備事業費	20,000
25 寄附金	20,000	寄附金	20,000
27 繰出金	12,738	□病院事業会計負担金 負担金 出資金 □保健衛生総務管理事務経費 新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金積立金	50,143 51,755 △1,612 600 600
		財源更正	
12 委託料	△2,556	□感染症予防事業費 健診等委託料	△2,556 △2,556
12 委託料	△8,300	□母子保健事業費 健診等委託料	△8,300 △8,300
12 委託料	△12,350	□健康増進がん検診事業費 健診等委託料	△12,350 △12,350
14 工事請負費	19,000	□地域医療推進事業費 整備事業費	19,000 19,000
1 報酬	△1,369	□0次予防推進事業費	△10,521
7 報償費	△26	報酬	△1,369
8 旅費	△33	報償費	△26
10 需用費	△115	旅費	△33
11 役務費	△925	印刷製本費	△115
12 委託料	△8,033	通信運搬費	△925
13 使用料及び賃借料	△20	業務委託料 駐車場整理委託料 0次健診委託料 使用料及び賃借料	△58 △108 △7,867 △20
1 報酬	△4,339	□職員給与費（43人）	△1,146
2 給料	△4,914	給料	△272
3 職員手当等	△4,363	職員手当等	△819
4 共済費	△55	共済費	△55
8 旅費	△51	□保健センター管理経費 報酬 給料 職員手当等 旅費	△12,576 △4,339 △4,642 △3,544 △51
12 委託料	△499	□環境教育推進事業費	△499
14 工事請負費	4,000	水生生物調査事業委託料 □湖北野鳥センター管理運営事業費 整備事業費	△499 4,000 4,000

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	308,004	△1,073	306,931				△1,073
3 農業振興費	440,388	109,528	549,916	135,203		△36,540	10,865
5 農地費	1,327,616	5,129	1,332,745	15,000	△6,100		△3,771
計	2,103,707	113,584	2,217,291	150,203	△6,100	△36,540	6,021

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業振興費	155,183	6,500	161,683	1,750	1,300		3,450
計	159,384	6,500	165,884	1,750	1,300		3,450

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 商工総務費	243,678	△1,078	242,600				△1,078
2 商工業振興費	2,085,594	△147,400	1,938,194	1,579,000		680	△1,727,080

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△91	□職員給与費（34人）△1,073
3 職員手当等	△936	給料△91
4 共 済 費	△46	職員手当等△936 共済費△46
7 報 償 費	44,490	□環境こだわり農産物支援事業費△5,500
18 負担金、補助 及び交付金	65,038	環境保全型農業直接支払交付金△5,500 □担い手支援事業費83,818 強い農業・担い手づくり総合支援補助金△4,382 担い手確保・経営強化支援事業補助金88,200 □持続可能な農業経営支援事業費△13,280 水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業補助金△9,000 農地集積協力事業交付金△4,280 □有害鳥獣対策事業費44,490 報償費44,490
12 委 託 料	16,000	□農業用施設等維持管理事業費
18 負担金、補助 及び交付金	△12,000	財源更正
27 繰 出 金	1,129	□土地改良事業費4,000 ため池耐震診断調査業務委託料16,000 県営かんがい排水事業負担金△12,000 □農業集落排水事業特別会計繰出金1,129

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	6,500	□林道治山整備事業費6,500 整備事業費6,500

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△99	□職員給与費（29人）△1,078
3 職員手当等	△979	給料△99 職員手当等△979
10 需 用 費	△3,600	□商業振興対策事業費△3,600
18 負担金、補助 及び交付金	△143,800	にぎわいの街づくり事業補助金△3,600 □バイオ産業推進事業費△5,000 修繕料△3,600

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 観光費	228,447	△20,889	207,558	18,000		△2,000	△36,889
計	2,557,719	△169,367	2,388,352	1,597,000		△1,320	△1,765,047

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 地籍調査費	16,522	11,943	28,465	7,888			4,055
計	401,387	11,943	413,330	7,888			4,055

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋梁総務費	212,857	3,050	215,907				3,050
2 道路維持費	977,598	0	977,598	△44,509	△4,700		49,209

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		長浜バイオインキュベーションセンター入居者補助金 △1,400 ☐ 企業立地等推進事業費 △8,800 企業立地促進補助金 △2,300 中小企業設備投資等促進補助金 △6,500 ☐ 創業支援事業費 財源更正 ☐ 緊急経済対策事業費 △130,000 事業継続緊急支援金 △130,000
12 委 託 料	△4,000	☐ 宿泊・滞在型観光推進事業費 △4,000
18 負担金、補助 及び交付金	△16,889	国際観光業務委託料 △4,000 ☐ 曳山まつり公開支援事業費 △8,879 曳山行事公開補助金 △8,879 ☐ 観光イベント開催事業費 △8,010 平成市民まちおこしイベント補助金 △8,010

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	54	☐ 地籍調査事業費 11,943
8 旅 費	25	報償費 54
10 需 用 費	435	旅費 25
11 役 務 費	30	消耗品費 435
12 委 託 料	10,757	通信運搬費 30
13 使用料及び賃 借 料	642	地籍測量等業務委託料 10,757 使用料及び賃借料 642

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,015	☐ 職員給与費（19人） △1,292
3 職員手当等	39	給料 △1,015
4 共 済 費	△316	職員手当等 39
18 負担金、補助 及び交付金	4,342	共済費 △316 ☐ 県営道路事業負担金 4,342
		☐ 道路維持管理事業費 財源更正 ☐ 雪寒対策費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 道路新設改良費	975, 425	217, 546	1, 192, 971	△3, 535	176, 600		44, 481
計	2, 182, 880	220, 596	2, 403, 476	△48, 044	171, 900		96, 740

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 単独河川改良費	30,000	91,300	121,300		101,600		△10,300
4 急傾斜地崩壊対策事業費	124,000	△53,218	70,782	△56,942			3,724
5 丹生ダム対策費	162,835	15,389	178,224	2,888		12,501	
計	377,122	53,471	430,593	△54,054	101,600	12,501	△6,576

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	2, 040, 585	257, 953	2, 298, 538	91, 200		△12, 102	178, 855

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		財源更正	
12 委 託 料	△1,000	□南田附神前線整備事業費	185,146
14 工 事 請 負 費	137,789	整備事業費	185,146
16 公有財産購入 費	△44,600	□狭あい道路拡幅整備事業費	△8,600
		整備事業費	△8,600
18 負担金、補助 及び交付金	△3,200	□舗装修繕事業費	41,000
		整備事業費	41,000
21 補償、補填及 び賠償金	128,557	□橋梁長寿命化事業費	0
		橋梁点検業務負担金	△3,200
		整備事業費	3,200

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び賃 借 料	900	□河川改良事業費	91,300
		使用料及び賃借料	900
14 工 事 請 負 費	90,000	整備事業費	90,400
21 補償、補填及 び賠償金	400		
14 工 事 請 負 費	△63,270	□急傾斜地崩壊対策事業費	△53,218
18 負担金、補助 及び交付金	10,052	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	10,052
		整備事業費	△63,270
14 工 事 請 負 費	15,389	□地域整備事業費	15,389
		整備事業費	15,389

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	21,895	□まちなか居住推進事業費	△3,797
14 工 事 請 負 費	75,500	まちなか住宅建築等助成金	△3,797
18 負担金、補助 及び交付金	160,569	□田村駅周辺整備事業費	97,395
		企業マッチング検討業務委託料	△8,305
23 投資及び出資 金	△11	整備事業費	105,700
		□公共下水道事業会計負担金	164,355
		負担金	21,582
		補助金	142,784
		出資金	△11

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 公園整備費	95,148	△18,000	77,148	△9,000	△8,600		△400
計	2,577,352	239,953	2,817,305	82,200	△8,600	△12,102	178,455

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 住宅管理費	209,906	890	210,796			△7,320	8,210
2 住環境対策費	24,960	0	24,960	10,000			△10,000
計	234,866	890	235,756	10,000		△7,320	△1,790

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 消防施設費	95,202	△9,000	86,202			△5,000	△4,000
5 災害対策費	681,803	△8,451	673,352				△8,451
計	2,594,730	△17,451	2,577,279			△5,000	△12,451

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 教育振興費	368,085	△29,945	338,140				△29,945

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	△18,000	□豊公園再整備事業費 △18,000 整備事業費 △18,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△1,400	□市営住宅管理事業費 11,500
14 工 事 請 負 費	2,290	整備事業費 11,500 □改良住宅譲渡事業費 △10,610 整備事業費 △10,610
		財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	△5,000	□消防施設整備事業費 △5,000
18 負担金、補助 及び交付金	△4,000	整備事業費 △5,000 □消防施設管理経費 △4,000 消火栓設置負担金 △4,000
12 委 託 料	△8,451	□自主防災体制づくり事業費 △8,451 防災総合訓練委託料 △1,200 災害対策本部設置・運営訓練事業委託料 △1,256 地域住民参加型災害時図上訓練委託料 △5,995

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△5,439	□特別支援教育推進事業費 △7,338
2 給 料	△3,579	報酬 △3,669
3 職 員 手 当 等	△1,736	共済費 △12
4 共 済 費	△1,419	報償費 △588
7 報 償 費	△5,764	旅費 △2,000
8 旅 費	△5,860	使用料及び賃借料 △1,069
12 委 託 料	△1,755	□英語教育推進事業費 △4,087

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 教育センター費	73,614	△2,916	70,698				△2,916
計	1,290,104	△32,861	1,257,243				△32,861

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	709,096	△2,800	706,296	5,866		△12,800	4,134
2 小学校教育振興費	820,196	△89,786	730,410	121,125		△188,533	△22,378
計	1,529,292	△92,586	1,436,706	126,991		△201,333	△18,244

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 中学校管理費	300,472	△6,600	293,872	3,272		△5,684	△4,188

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	△4,393	報酬 共済費 帰国支援業務委託料 教員研修委託料 英語キャンプ事業委託料 □学校支援事業費 給料 職員手当等 共済費 旅費 □教育指導事務経費 報償費 使用料及び賃借料	△1,770 △562 △649 △422 △684 △10,020 △3,579 △1,736 △845 △3,860 △8,500 △5,176 △3,324
1 報 酬	△2,210	□外国人児童生徒教育サポート事業費	△2,916
8 旅 費	△706	報酬 旅費	△2,210 △706

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	10,000	□小学校管理費	
14 工 事 請 負 費	△12,800	財源更正 □小学校校舎等維持管理経費 修繕料 整備事業費	 △2,800 10,000 △12,800
12 委 託 料	△14,625	□小学校教育振興費	△35,000
17 備 品 購 入 費	△40,161	市民で支える小学校給食費補助金	△35,000
18 負担金、補助及び交付金	△35,000	□小学校教育備品整備事業費 情報システム委託料 備品購入費	△54,786 △14,625 △40,161

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工 事 請 負 費	△6,600	□中学校管理費 財源更正 □中学校校舎等維持管理経費	 △6,600

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 中学校教育振興費	379,100	△31,193	347,907	94,378		△123,221	△2,350
計	679,572	△37,793	641,779	97,650		△128,905	△6,538

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園管理費	656, 639	△36, 171	620, 468	70			△36, 241
計	656, 639	△36, 171	620, 468	70			△36, 241

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 生涯学習費	234,648	0	234,648	14,835		318	△15,153
5 文化財保護費	53,377	△6,000	47,377	△3,000	△2,700		△300
6 文化施設費	319,733	△9,000	310,733	1,183	△8,100		△2,083
7 埋蔵文化財調査受託事業費	15,000	△10,000	5,000			△10,000	
8 図書館費	273,405	0	273,405	3,993			△3,993
計	937,458	△25,000	912,458	17,011	△10,800	△9,682	△21,529

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		整備事業費	△6,600
12 委 託 料	△8,468	□中学校教育備品整備事業費	△31,193
17 備品購入費	△22,725	情報システム委託料	△8,468
		備品購入費	△22,725

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	△5,000	□幼稚園管理費	△36,171
2 給 料	△14,000	報酬	△5,000
3 職員手当等	△3,500	給料	△14,000
4 共 済 費	△12,100	職員手当等	△3,500
18 負担金、補助 及び交付金	△1,571	共済費	△12,100
		副食費負担金	△1,571
		□幼稚園園舎等維持管理経費	
		財源更正	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		□文化芸術活動振興事業費 財源更正	
		□生涯学習施設整備事業費 財源更正	
14 工事請負費	△6,000	□指定文化財等保存整備事業費	△6,000
		整備事業費	△6,000
14 工事請負費	△9,000	□文化施設管理運営費	△9,000
		整備事業費	△9,000
2 給 料	△4,736	□埋蔵文化財調査受託事業費	△10,000
3 職員手当等	△201	給料	△4,736
10 需用費	△821	職員手当等	△201
12 委 託 料	△2,119	印刷製本費	△821
13 使用料及び賃 借 料	△2,123	埋蔵文化財調査委託料	△2,119
		使用料及び賃借料	△2,123
		財源更正	

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 体育振興費	70,707	△4,970	65,737	2,120			△7,090
4 学校給食費	514,491	0	514,491	15,797			△15,797
計	1,050,617	△4,970	1,045,647	17,917			△22,887

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋梁災害復旧費	16,200	0	16,200		12,800		△12,800
2 河川災害復旧費	7,200	0	7,200		5,600		△5,600
計	23,400	0	23,400		18,400		△18,400

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	△1,000	□スポーツ振興対策事業費	△4,970
12 委 託 料	△3,120	報償費	△1,000
18 負担金、補助 及び交付金	△850	全日本社会人ソフトテニス選手権大会会場設営等委託料	△500
		「長浜ソーデーマーチ」事業委託料	△810
		「あざいお市マラソン」事業委託料	△1,810
		スポーツ大会運営補助金	△850
		財源更正	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		財源更正	
		財源更正	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,200	4,653	3.35		48	32,901	4,710	37,611	
	議 員	25	109,348		37,084	3.35			146,432	39,632	186,064	
	その他の特別職	1,961	102,277						102,277		102,277	
	計	1,989	211,625	28,200	41,737			48	281,610	44,342	325,952	
補正前	長 等	3		28,200	4,653	3.35		48	32,901	4,710	37,611	
	議 員	25	109,348		37,084	3.35			146,432	39,632	186,064	
	その他の特別職	1,961	102,277						102,277		102,277	
	計	1,989	211,625	28,200	41,737			48	281,610	44,342	325,952	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,584	(855)	746,554	4,688,391	3,219,508	8,654,453	1,491,446	10,145,899	
補正前	1,584	(855)	797,411	4,849,672	3,284,526	8,931,609	1,572,823	10,504,432	
比 較			△ 50,857	△ 161,281	△ 65,018	△ 277,156	△ 81,377	△ 358,533	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	106,479	93,038	30,737	199,079	416,550	3,168	1,822	1,077,261	597,833	143,541			550,000
補正前	106,479	96,251	30,737	199,079	444,571	3,168	1,822	1,103,950	601,206	147,263			550,000
比 較		△ 3,213			△ 28,021			△ 26,689	△ 3,373	△ 3,722			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	983	(0)		3,496,576	2,838,519	6,335,095	1,207,133	7,542,228	
補正前	983	(0)		3,500,786	2,853,978	6,354,764	1,208,072	7,562,836	
比 較				△ 4,210	△ 15,459	△ 19,669	△ 939	△ 20,608	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	106,479	60,456	30,737	199,079	341,065	2,664	1,822	839,911	597,833	108,473			550,000
補正前	106,479	60,456	30,737	199,079	350,999	2,664	1,822	841,937	601,206	108,599			550,000
比 較					△ 9,934			△ 2,026	△ 3,373	△ 126			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	601 (855)	746,554	1,191,815	380,989	2,319,358	284,313	2,603,671	
補正前	601 (855)	797,411	1,348,886	430,548	2,576,845	364,751	2,941,596	
比 較		△ 50,857	△ 157,071	△ 49,559	△ 257,487	△ 80,438	△ 337,925	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後		32,582			75,485	504		237,350		35,068			
補正前		35,795			93,572	504		262,013		38,664			
比 較		△ 3,213			△ 18,087			△ 24,663		△ 3,596			

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 161,281	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	△ 161,281	
職員手当	△ 65,018	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	△ 65,018	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和3年 1月1日 現在	平均給料月額	328,014	401,382	282,181	304,232			283,600	213,921
	平均給与月額	399,947	500,791	331,224	348,854			351,260	231,933
	平均年齢(歳)	43歳3月	48歳4月	36歳2月	53歳8月			41歳9月	61歳9月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900	-	-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900	-	-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1	40	6.4	1			1	59	21.0	1		
	2	65	10.5	2	17	60.7	2	78	27.8	2	4	21.1
	3	109	17.5	3	8	28.6	3	57	20.3	3	4	21.1
	4	177	28.5	4	3	10.7	4	42	14.9	4	11	57.8
	5	137	22.0				5	25	8.9			
	6	64	10.3				6	20	7.1			
	7	30	4.8				7					
	計	622	100	計	28	100	計	281	100	計	19	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1			1			1			1	10	37.0
	2			2			2			2	12	44.5
	3			3			3	1	100	3	1	3.7
	4			4			4			4	2	7.4
				5			5			5		
				6			6			6	2	7.4
				7						7		
	計			計			計	1	100	計	27	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有	
国の制度	2.250	2.200	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	-	-	0.06	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	7.67	11.74	-	-	10.53	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和３年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和２年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和元年度末までの 支 出 （ 見 込 ） 額		令和２年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
長浜市民体育館等指定管理料 (追加分)	15,426			令和8年度	15,426				15,426
神照運動公園指定管理料(追加分)	23,122			令和8年度	23,122				23,122
浅井地区スポーツ施設指定管理料 (追加分)	25,005			令和8年度	25,005				25,005
長浜伊香ツイーナアリーナ指定管理料 (追加分)	46,600			令和8年度	46,600				46,600

令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 472,796 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,169,031 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,236,559	△55,693	2,180,866
	1 国民健康保険料	2,236,559	△55,693	2,180,866
4 国庫支出金		1,630	21,019	22,649
	2 国庫補助金	1,630	21,019	22,649
7 県支出金		7,515,382	489,447	8,004,829
	2 県補助金	7,515,382	489,447	8,004,829
9 財産収入		1,129	△12	1,117
	1 財産運用収入	1,129	△12	1,117
10 繰入金		868,404	26,001	894,405
	1 他会計繰入金	868,404	△10,592	857,812
	2 基金繰入金	0	36,593	36,593
11 繰越金		5,125	2,922	8,047
	1 繰越金	5,125	2,922	8,047
12 諸収入		66,420	△10,888	55,532
	5 雑入	61,954	△10,888	51,066
歳入合計		10,696,235	472,796	11,169,031

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		157,715	△3,692	154,023
	1 総務管理費	140,625	△3,692	136,933
2 保険給付費		7,294,437	503,983	7,798,420
	1 療養諸費	6,372,225	333,817	6,706,042
	2 高額療養費	876,688	170,166	1,046,854
4 保健事業費		130,909	△9,190	121,719
	1 保健事業費	130,909	△9,190	121,719
5 諸支出金		135,062	△18,305	116,757
	1 基金費	1,129	△12	1,117
	3 繰出金	66,711	△18,293	48,418
歳出合計		10,696,235	472,796	11,169,031

令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計
補正予算（第 3 号）説明書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	2, 236, 018	△55, 693	2, 180, 325
計	2, 236, 559	△55, 693	2, 180, 866

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 災害臨時特例補助金	0	21, 019	21, 019
計	1, 630	21, 019	22, 649

(款) 7 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 保険給付費等交付金	7, 498, 699	489, 447	7, 988, 146
計	7, 515, 382	489, 447	8, 004, 829

(款) 9 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	1, 129	△12	1, 117
計	1, 129	△12	1, 117

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	868, 404	△10, 592	857, 812
計	868, 404	△10, 592	857, 812

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	0	36, 593	36, 593
計	0	36, 593	36, 593

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年分	△44,026	
2 滞納繰越分	△11,667	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 災害臨時特例補助金	21,019	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	503,983	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	△14,536	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	△12	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険基盤安定繰入金	△6,350	
3 職員給与費等繰入金	△4,242	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	36,593	

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	5,125	2,922	8,047
計	5,125	2,922	8,047

(款) 12 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者第三者納付金	15,888	△10,888	5,000
計	61,954	△10,888	51,066

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	2,922	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般被保険者第三者納付金	△10,888	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	134, 009	△3, 692	130, 317				△3, 692
計	140, 625	△3, 692	136, 933				△3, 692

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者療養 給付費	6, 294, 402	333, 817	6, 628, 219	333, 817		△10, 888	10, 888
計	6, 372, 225	333, 817	6, 706, 042	333, 817		△10, 888	10, 888

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者高額療養費	874,638	170,166	1,044,804	170,166			
計	876,688	170,166	1,046,854	170,166			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生普及費	17, 273	0	17, 273	2, 594			△2, 594
2 特定健康診査等事業費	113, 636	△9, 190	104, 446	1, 163			△10, 353
計	130, 909	△9, 190	121, 719	3, 757			△12, 947

(款) 5 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	1,129	△12	1,117			△12	
計	1,129	△12	1,117			△12	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△3,307	□職員給与費（10人）△3,692
3 職員手当等	467	給料△3,307
4 共 済 費	△852	職員手当等467 共済費△852

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	333,817	□一般被保険者療養給付費333,817

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	170,166	□一般被保険者高額療養費170,166

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
11 役 務 費	△4,931	□特定健康診査等事業費△9,190
12 委 託 料	△4,259	通信運搬費△4,931 特定健康診査等委託料△4,259

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	△12	□国民健康保険財政調整基金積立金△12

(款) 5 諸支出金
(項) 3 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 他会計繰出金	66,711	△18,293	48,418	△18,293			
計	66,711	△18,293	48,418	△18,293			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	3,688	□国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金	19
		□湖北病院負担金	△18,312
23 投資及び出資 金	△22,000	負担金	3,688
		出資金	△22,000
27 繰 出 金	19		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (千円)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	15	198						198		198	
	計	15	198						198		198	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	15	198						198		198	
	計	15	198						198		198	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	14	(25)	5,841	40,738	26,878	73,457	13,526	86,983	
補正前	14	(25)	5,841	44,045	26,571	76,457	14,378	90,835	
比 較				△ 3,307	307	△ 3,000	△ 852	△ 3,852	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	1,516	693		1,775	6,912		7	9,164	5,544	1,267			
補正前	1,098	804	252	1,775	5,017		44	10,067	6,160	1,354			
比 較	418	△ 111	△ 252		1,895		△ 37	△ 903	△ 616	△ 87			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	10	(0)		32,345	24,364	56,709	11,504	68,213	
補正前	10	(0)		35,652	24,057	59,709	12,356	72,065	
比 較				△ 3,307	307	△ 3,000	△ 852	△ 3,852	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	1,516	562		1,775	6,172		7	7,772	5,544	1,016			
補正前	1,098	673	252	1,775	4,277		44	8,675	6,160	1,103			
比 較	418	△ 111	△ 252		1,895		△ 37	△ 903	△ 616	△ 87			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	4 (25)	5,841	8,393	2,514	16,748	2,022	18,770	
補正前	4 (25)	5,841	8,393	2,514	16,748	2,022	18,770	
比 較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後		131			740			1,392		251			
補正前		131			740			1,392		251			
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 3,307	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	△ 3,307	
職員手当	307	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	307	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和3年 1月1日 現在	平均給料月額	300,467							
	平均給与月額	359,268							
	平均年齢(歳)	38歳3月							

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1	1	11.2	1			1			1		
	2	3	33.3	2			2			2		
	3			3			3			3		
	4	2	22.2	4			4			4		
	5	3	33.3				5					
	6						6					
	7						7					
	計	9	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有	
国の制度	2.250	2.200	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.06	0.06	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	11.11	11.11	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）

令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 896 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205,096 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		25,959	△3,710	22,249
	1 外来収入	25,959	△3,710	22,249
4 県支出金		200	1,000	1,200
	2 県補助金	200	1,000	1,200
5 財産収入		10,701	896	11,597
	1 財産運用収入	10,701	896	11,597
7 繰入金		133,095	2,710	135,805
	1 他会計繰入金	85,441	19	85,460
	2 基金繰入金	47,654	2,691	50,345
歳入合計		204,200	896	205,096

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		10,701	896	11,597
	1 基金費	10,701	896	11,597
歳出合計		204,200	896	205,096

令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計
(直診勘定) 補正予算 (第 4 号) 説明書

歳入

(款) 1 診療収入

(項) 1 外来収入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者診療報酬収入	13,823	△3,710	10,113
計	25,959	△3,710	22,249

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 感染拡大防止等支援事業補助金	0	1,000	1,000
計	200	1,000	1,200

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	10,701	896	11,597
計	10,701	896	11,597

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金	29,441	19	29,460
計	85,441	19	85,460

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	47,654	2,691	50,345
計	47,654	2,691	50,345

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	△3,710	中之郷歯科診療所	△3,710

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 感染拡大防止等支援事業補助金	1,000		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	896		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金	19	中之郷診療所	△4
		中之郷歯科診療所	371
		浅井東診療所	31
		にしあざい診療所	△379

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	2,691		

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 施設管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	164,088	0	164,088	1,000			△1,000
計	164,088	0	164,088	1,000			△1,000

(款) 4 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金費	10,701	896	11,597			896	
計	10,701	896	11,597			896	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	896	□国民健康保険直営診療所管理運営基金積立金 896

令和 2 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 12,229 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,222,225 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険料		2,549,044	△1,664	2,547,380
	1 介護保険料	2,549,044	△1,664	2,547,380
4 国庫支出金		2,839,974	1,664	2,841,638
	2 国庫補助金	825,668	1,664	827,332
7 財産収入		1,007	1,121	2,128
	1 財産運用収入	1,007	1,121	2,128
8 繰入金		1,832,330	△13,350	1,818,980
	1 他会計繰入金	1,832,330	△13,350	1,818,980
歳入合計		12,234,454	△12,229	12,222,225

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		324,798	△13,350	311,448
	1 総務管理費	242,773	△7,250	235,523
	3 介護認定審査会費	64,204	△6,100	58,104
5 諸支出金		259,292	1,121	260,413
	1 基金費	148,653	1,121	149,774
歳出合計		12,234,454	△12,229	12,222,225

令和 2 年度長浜市介護保険特別会計
補正予算（第 3 号）説明書

歳入

(款) 2 保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	2,549,044	△1,664	2,547,380
計	2,549,044	△1,664	2,547,380

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 調整交付金	603,814	572	604,386
7 介護保険災害等臨時特例補助金	0	1,092	1,092
計	825,668	1,664	827,332

(款) 7 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	1,007	1,121	2,128
計	1,007	1,121	2,128

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,832,330	△13,350	1,818,980
計	1,832,330	△13,350	1,818,980

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 現年度分普通徴収保険料	△1,664	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	572	
1 介護保険災害等臨時特例補助金	1,092	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金利子	1,121	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 その他一般会計繰入金	△13,350	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 一般管理費	237, 544	△7, 250	230, 294			△7, 350	100
計	242, 773	△7, 250	235, 523			△7, 350	100

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 認定調査等費	37,916	△6,100	31,816			△6,000	△100
計	64,204	△6,100	58,104			△6,000	△100

(款) 5 諸支出金

(項) 1 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 基金費	148,653	1,121	149,774			1,121	
計	148,653	1,121	149,774			1,121	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△2,827	□介護保険一般管理事務経費 △7,250
2 給 料	△1,319	報酬 △2,827
3 職 員 手 当 等	△2,490	給料 △1,319
4 共 済 費	△614	職員手当等 △2,490
		共済費 △614

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	△6,100	□介護認定調査事務経費 △6,100
		手数料 △6,100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	1,121	□介護保険財政調整基金積立金 1,121

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (千円)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	125	15,131						15,131		15,131	
	計	125	15,131						15,131		15,131	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	125	15,131						15,131		15,131	
	計	125	15,131						15,131		15,131	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	33	(13)	12,000	109,869	65,207	187,076	34,873	221,949	
補正前	33	(13)	14,827	111,188	67,697	193,712	35,487	229,199	
比 較			△ 2,827	△ 1,319	△ 2,490	△ 6,636	△ 614	△ 7,250	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	1,950	2,070		3,053	16,045			24,394	14,341	3,354			
補正前	1,950	2,093		3,053	17,981			24,885	14,341	3,394			
比 較		△ 23			△ 1,936			△ 491		△ 40			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	22	(0)		83,524	58,728	142,252	29,053	171,305	
補正前	22	(0)		83,524	58,728	142,252	29,053	171,305	
比 較									

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	1,950	1,508		3,053	15,664			19,647	14,341	2,565			
補正前	1,950	1,508		3,053	15,664			19,647	14,341	2,565			
比 較													

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	11 (13)	12,000	26,345	6,479	44,824	5,820	50,644	
補正前	11 (13)	14,827	27,664	8,969	51,460	6,434	57,894	
比 較		△ 2,827	△ 1,319	△ 2,490	△ 6,636	△ 614	△ 7,250	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後		562			381			4,747		789			
補正前		585			2,317			5,238		829			
比 較		△ 23			△ 1,936			△ 491		△ 40			

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 1,319	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	△ 1,319	
職員手当	△ 2,490	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	△ 2,490	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和3年 1月1日 現在	平均給料月額	320,138						314,000	
	平均給与月額	397,756						350,534	
	平均年齢(歳)	44歳2月						44歳7月	

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900	-	-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1	2	9.5	1			1			1		
	2	2	9.5	2			2			2		
	3	4	19.0	3			3			3		
	4	8	38.2	4			4			4		
	5	5	23.8				5					
	6						6					
	7						7					
	計	21	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3	1	100	3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計	1	100	計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有	
国の制度	2.250	2.200	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	-	-	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称								

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 2 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2, 6 4 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0, 4 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		0	5,733	5,733
	2 負担金	0	5,733	5,733
2 使用料及び手数料		41,999	△33,032	8,967
	1 使用料	41,998	△33,032	8,966
4 繰入金		0	12,738	12,738
	1 他会計繰入金	0	12,738	12,738
5 繰越金		1,000	10,919	11,919
	1 繰越金	1,000	10,919	11,919
7 県支出金		100	1,000	1,100
	2 県補助金	100	1,000	1,100
歳 入 合 計		43,100	△2,642	40,458

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 衛生費		42,100	△2,642	39,458
	1 保健衛生費	42,100	△2,642	39,458
歳 出 合 計		43,100	△2,642	40,458

令和 2 年度長浜市休日急患診療所特別会計
補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 休日診療所運営負担金	0	5,733	5,733
計	0	5,733	5,733

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生手数料	41,998	△33,032	8,966
計	41,998	△33,032	8,966

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	0	12,738	12,738
計	0	12,738	12,738

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1,000	10,919	11,919
計	1,000	10,919	11,919

(款) 7 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生費県補助金	100	1,000	1,100
計	100	1,000	1,100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 休日診療所運営負担金	5,733	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 休日診療所使用料	△33,032	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	12,738	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	10,919	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	1,000	

歳出
 (款) 1 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 診療所運営費	42,100	△2,642	39,458	1,000			△3,642
計	42,100	△2,642	39,458	1,000			△3,642

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	△2,642	□診療所管理運営費	△2,642
		一般管理費負担金	△2,642

令和 2 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 42,946 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,311,054 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		0	525	525
	1 県補助金	0	525	525
5 財産収入		254	50	304
	1 財産運用収入	254	50	304
6 繰入金		806,291	△2,871	803,420
	1 他会計繰入金	802,291	1,129	803,420
	2 基金繰入金	4,000	△4,000	0
8 諸収入		8,750	△3,250	5,500
	1 雑入	8,300	△3,250	5,050
9 市債		194,300	△37,400	156,900
	1 市債	194,300	△37,400	156,900
歳入合計		1,354,000	△42,946	1,311,054

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,071	△8,297	29,774
	1 総務管理費	38,071	△8,297	29,774
2 農業集落排水事業費		663,009	△33,049	629,960
	1 農業集落排水事業費	663,009	△33,049	629,960
3 公債費		648,920	△1,600	647,320
	1 公債費	648,920	△1,600	647,320
歳出合計		1,354,000	△42,946	1,311,054

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 194,300	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 156,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和 2 年度長浜市農業集落排水事業
特別会計補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費補助金	0	525	525
計	0	525	525

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	254	50	304
計	254	50	304

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	802,291	1,129	803,420
計	802,291	1,129	803,420

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水処理施設管理基金繰入金	4,000	△4,000	0
計	4,000	△4,000	0

(款) 8 諸収入

(項) 1 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	8,300	△3,250	5,050
計	8,300	△3,250	5,050

(款) 9 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業債	194,300	△37,400	156,900
計	194,300	△37,400	156,900

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業集落排水事業費補助金	525		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	50		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	1,129		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業集落排水処理施設管理 基金繰入金	△4,000		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業集落排水事業費雑入	△3,250		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業集落排水事業債	△37,400	農業集落排水事業債	△21,100
		公営企業施設等整理債	△16,300

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	38,071	△8,297	29,774				△8,297
計	38,071	△8,297	29,774				△8,297

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設管理費	607,309	△11,049	596,260				△11,049
2 施設整備費	55,700	△22,000	33,700	525			△22,525
計	663,009	△33,049	629,960	525			△33,574

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	563,615	△200	563,415				△200
2 利子	85,305	△1,400	83,905				△1,400
計	648,920	△1,600	647,320				△1,600

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△4,951	□職員給与費（5人）	△8,297
3 職員手当等	△2,346	給料	△4,951
4 共 済 費	△1,000	職員手当等	△2,346
		共済費	△1,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅 費	△170	□処理施設管理経費	△11,049
10 需 用 費	△7,100	旅費	△170
12 委 託 料	△1,000	燃料費	△100
18 負担金、補助 及び交付金	△179	光熱水費	△5,000
		修繕料	△2,000
26 公 課 費	△2,600	処理施設汚泥引抜作業委託料	△1,000
		研修負担金	△179
		公課費	△2,600
14 工事請負費	△22,000	□農業集落排水施設整備費	△22,000
		整備事業費	△22,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	△200	□長期債元金	△200
22 償還金、利子 及び割引料	△1,400	□長期債利子	△1,400

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (千円)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	4 (1)		14,927	7,990	22,917	5,183	28,100	
補正前	5 (1)		19,878	10,336	30,214	6,183	36,397	
比 較	△ 1		△ 4,951	△ 2,346	△ 7,297	△ 1,000	△ 8,297	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	240	287	306		1,118		62	3,336	2,236	405			
補正前	240	287	306		1,118		62	4,611	3,158	554			
比 較								△ 1,275	△ 922	△ 149			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	4 (0)		13,256	7,377	20,633	4,813	25,446	
補正前	5 (0)		18,207	9,723	27,930	5,813	33,743	
比 較	△ 1		△ 4,951	△ 2,346	△ 7,297	△ 1,000	△ 8,297	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	240	184	306		844		62	3,100	2,236	405			
補正前	240	184	306		844		62	4,375	3,158	554			
比 較								△ 1,275	△ 922	△ 149			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	0 (1)		1,671	613	2,284	370	2,654	
補正前	0 (1)		1,671	613	2,284	370	2,654	
比 較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後		103			274			236					
補正前		103			274			236					
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 4,951	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	△ 4,951	
職員手当	△ 2,346	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	△ 2,346	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和3年 1月1日 現在	平均給料月額	278,875							
	平均給与月額	312,906							
	平均年齢(歳)	36歳9月							

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2	1	25.0	2			2			2		
	3	2	50.0	3			3			3		
	4	1	25.0	4			4			4		
	5						5					
	6						6					
	7						7					
	計	4	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有	
国の制度	2.250	2.200	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.24	0.24	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和3年1月1日現在)	50.00	50.00	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和 2 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 長浜病院事業収益	14,274,044 千円	0 千円	14,274,044 千円
第 1 項 医業収益	12,806,482 千円	35,725 千円	12,842,207 千円
第 2 項 医業外収益	1,347,562 千円	△35,725 千円	1,311,837 千円
第 2 款 湖北病院事業収益	3,243,249 千円	33,400 千円	3,276,649 千円
第 1 項 医業収益	2,509,377 千円	△91,168 千円	2,418,209 千円
第 2 項 医業外収益	696,772 千円	91,168 千円	787,940 千円
第 3 項 特別利益	37,100 千円	33,400 千円	70,500 千円
支		出	
第 2 款 湖北病院事業費用	3,243,249 千円	33,400 千円	3,276,649 千円
第 4 項 特別損失	37,100 千円	33,400 千円	70,500 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「975,984 千円」を「995,141 千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 長浜病院資本的収入	3,102,436 千円	△1,612 千円	3,100,824 千円
第 2 項 出資金	503,355 千円	△1,612 千円	501,743 千円
第 2 款 湖北病院資本的収入	243,736 千円	△22,000 千円	221,736 千円
第 2 項 出資金	64,572 千円	△22,000 千円	42,572 千円
支		出	
第 2 款 湖北病院資本的支出	388,312 千円	△4,455 千円	383,857 千円

第1項 建設改良費	233,375 千円	△4,455 千円	228,920 千円
-----------	------------	-----------	------------

(他会計からの負担金等の補正)

第4条 予算第10条中「745,624千円」を「709,899千円」に、
「503,355千円」を「501,743千円」に、「444,836千円」を
「536,004千円」に、「64,572千円」を「42,572千円」に改める。

令和3年2月26日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和 2 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 4 号）説明書

令和2年度 長浜市病院事業会計補正予算(第4号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			14,274,044	0	14,274,044	
事 業 収 益	1. 医業収益		12,806,482	35,725	12,842,207	
		1. 入院収益	8,455,689	35,725	8,491,414	
	2. 医業外収益		1,347,562	△ 35,725	1,311,837	
		3. 負担金交付金	745,624	△ 35,725	709,899	
2. 湖 北 病 院			3,243,249	33,400	3,276,649	
事 業 収 益	1. 医業収益		2,509,377	△ 91,168	2,418,209	
		1. 入院収益	1,452,543	△ 91,168	1,361,375	
	2. 医業外収益		696,772	91,168	787,940	
		3. 負担金交付金	444,836	91,168	536,004	
	3. 特別利益		37,100	33,400	70,500	
		1. その他特別利益	37,100	33,400	70,500	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 湖 北 病 院			3,243,249	33,400	3,276,649	
事 業 費 用	4. 特別損失		37,100	33,400	70,500	
		1. その他特別損失	37,100	33,400	70,500	

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			3,102,436	△ 1,612	3,100,824	
資 本 の 収 入	2.出資金		503,355	△ 1,612	501,743	
		1. 出資金	503,355	△ 1,612	501,743	
2. 湖 北 病 院			243,736	△ 22,000	221,736	
資 本 の 収 入	2.出資金		64,572	△ 22,000	42,572	
		1. 出資金	64,572	△ 22,000	42,572	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 湖 北 病 院			388,312	△ 4,455	383,857	
資 本 の 支 出	1.建設改良費		233,375	△ 4,455	228,920	
		1. 固定資産購入費	233,375	△ 4,455	228,920	

令和2年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和2年度長浜市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 老人保健施設事業収益	509,700 千円	0 千円	509,700 千円
第1項 療養収益	487,900 千円	△3,264 千円	484,636 千円
第2項 療養外収益	6,100 千円	3,264 千円	9,364 千円

第3条 予算第7条中「2,868千円」を「2,940千円」に改める。

令和3年2月26日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和 2 年度長浜市老人保健施設事業会計
補正予算（第 2 号）説明書

令和 2 年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）実施計画
収益の収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 老人保健施設 事業収益			509,700	0	509,700	
	1. 療養収益		487,900	△ 3,264	484,636	
		1. 施設療養収益	410,305	△ 3,264	407,041	
	2. 療養外収益		6,100	3,264	9,364	
		1. 負担金交付金	2,868	72	2,940	
		4. 補助金	0	3,192	3,192	

令和 2 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	4,172,372 千円	415,825 千円	4,588,197 千円
第 1 項 営業収益	1,937,475 千円	△36,031 千円	1,901,444 千円
第 2 項 営業外収益	2,234,897 千円	163,552 千円	2,398,449 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	288,304 千円	288,304 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	3,797,931 千円	23,592 千円	3,821,523 千円
第 1 項 営業費用	3,240,972 千円	3,156 千円	3,244,128 千円
第 2 項 営業外費用	551,159 千円	20,000 千円	571,159 千円
第 3 項 特別損失	800 千円	436 千円	1,236 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,726,605 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,468 千円、減債積立金 490,575 千円、過年度分損益勘定留保資金 262,966 千円、当年度分損益勘定留保資金 905,596 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,701,691 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,468 千円、減債積立金 490,575 千円、過年度分損益勘定留保資金 262,966 千円、当年度分損益勘定留保資金 880,682 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,714,300 千円	35,834 千円	2,750,134 千円
第1項 企業債	1,924,400 千円	15,300 千円	1,939,700 千円
第2項 出資金	282,288 千円	△11 千円	282,277 千円
第3項 補助金	426,612 千円	15,045 千円	441,657 千円
第4項 負担金	79,560 千円	5,500 千円	85,060 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,440,905 千円	10,920 千円	4,451,825 千円
第1項 建設改良費	1,363,292 千円	10,920 千円	1,374,212 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,924,400	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,939,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	185,996 千円	△7,480 千円	178,516 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条本文中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,756,314千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,920,669千円である。」に改める。

令和3年2月26日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和 2 年度長浜市公共下水道事業会計
補正予算（第 2 号）説明書

令和2年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収 益			4,172,372	415,825	4,588,197	
	1 営業収益		1,937,475	△ 36,031	1,901,444	
		1 公共下水道 使 用 料	1,911,291	△ 36,000	1,875,291	公共下水道使用料 △ 36,000
		2 雨水処理 負 担 金	25,219	△ 31	25,188	雨水処理負担金 △ 31
	2 営業外収益		2,234,897	163,552	2,398,449	
		2 負 担 金	807,022	21,613	828,635	他会計負担金 21,613
		3 補 助 金	646,285	142,784	789,069	他会計補助金 142,784
		4 長期前受金 戻 入	779,550	155	779,705	国庫補助金 △ 84 県補助金 9 負担金 51 受贈資産評価額 179
		7 雑 収 益	2,040	△ 1,000	1,040	延滞金 △ 1,000
	3 特別利益		0	288,304	288,304	
		2 過年度損益 修 正 益	0	285,652	285,652	過年度損益修正益 285,652
		4 その他特別 利 益	0	2,652	2,652	その他特別利益 2,652

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			3,797,931	23,592	3,821,523	
	1 営業費用		3,240,972	3,156	3,244,128	
		1 管渠管理費	127,018	△ 5,000	122,018	修繕費 △ 4,000 委託料 △ 1,000
		2 流域下水道 事業維持管 理 負 担 金	822,859	16,900	839,759	流域下水道事 業処理負担金 16,900
		3 総 係 費	131,683	△ 8,102	123,581	給与 △ 1,000 手当 △ 1,200 法定福利費 △ 700 委託料 △ 4,202 貸倒引当金繰入額 △ 1,000
		4 減価償却費	2,159,412	△ 642	2,158,770	構築物 16 機械及び装置 △ 143 施設利用権 △ 515
	2 営業外費用		551,159	20,000	571,159	
		2 消費税及び 地方消費税	40,000	20,000	60,000	消費税及び地方消費税 20,000
	3 特別損失		800	436	1,236	
		2 貸 倒 損 失	0	436	436	貸倒損失 436

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			2,714,300	35,834	2,750,134	
	1 企業債		1,924,400	15,300	1,939,700	
		1 企業債	1,924,400	15,300	1,939,700	建設改良企業債 15,300
	2 出資金		282,288	△ 11	282,277	
		1 出資金	282,288	△ 11	282,277	他会計出資金 △ 11
	3 補助金		426,612	15,045	441,657	
		1 補助金	426,612	15,045	441,657	国庫補助金 19,000 県費補助金 △ 3,955
	4 負担金		79,560	5,500	85,060	
		1 負担金	79,560	5,500	85,060	受益者負担金 7,300 工事負担金 △ 1,800

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			4,440,905	10,920	4,451,825	
	1 建設改良費		1,363,292	10,920	1,374,212	
		1 管渠築造費	1,123,866	30,920	1,154,786	給与 △ 980 手当 △ 2,900 法定福利費 △ 700 委託料 11,500 工事請負費 24,000
		2 流域下水道整備負担金	239,426	△ 20,000	219,426	流域下水道事業整備負担金 △ 20,000

給 与 費 明 細 書

1. 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人) 長 その他	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
補 正 後		6	22 (4)	4,447	87,746	54,926	147,119	27,989 175,108
補 正 前		6	23 (3)	4,447	89,726	58,546	152,719	29,389 182,108
比 較			△ 1 (1)		△ 1,980	△ 3,620	△ 5,600	△ 1,400 △ 7,000

手当の 内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補 正 後	2,646	1,922	486	5,611	5,771			96
	補 正 前	3,342	1,716	1,128	5,634	5,375			159
	比 較	△ 696	206	△ 642	△ 23	396			△ 63
内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初任給調整 手 当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	
	補 正 後	14,038	9,164	2,712				12,480	
	補 正 前	15,515	10,404	2,793				12,480	
	比 較	△ 1,477	△ 1,240	△ 81					

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人) 長 その他	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
補 正 後		6	21 (1)	128	85,887	54,086	140,101	26,795 166,896
補 正 前		6	22 (0)	128	87,867	57,406	145,401	28,195 173,596
比 較			△ 1 (1)		△ 1,980	△ 3,320	△ 5,300	△ 1,400 △ 6,700

手当の 内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補 正 後	2,646	1,851	486	5,611	5,738			96
	補 正 前	3,342	1,645	1,128	5,634	5,141			159
	比 較	△ 696	206	△ 642	△ 23	597			△ 63
内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初任給調整 手 当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	
	補 正 後	13,358	9,164	2,656				12,480	
	補 正 前	14,736	10,404	2,737				12,480	
	比 較	△ 1,378	△ 1,240	△ 81					

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
※()内は、再任用短時間職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定	合 計
	特別職 (人) 長 所 他	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	福 利 費 (千円)	
補 正 後		1 (3)	4,319	1,859	840	7,018	1,194	8,212
補 正 前		1 (3)	4,319	1,859	1,140	7,318	1,194	8,512
比 較					△ 300	△ 300		△ 300

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補 正 後		71			33			
	補 正 前		71			234			
	比 較					△ 201			
内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	初任給調整 手 当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	
	補 正 後	680		56					
	補 正 前	779		56					
	比 較	△ 99							

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 1,980	給与改定に伴う増減分		
		普通昇給に伴う増加分		
		その他の増減分 △ 1,980	職員数の異動状況 (現に在職する (その他) (計) 職員数) 人 人 人 補 正 後 22 4 26 補 正 前 23 3 26 増 減 △ 1 1 0	
手 当	△ 3,620	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分 △ 3,620		

3. 給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(円)

区 分	行政職	再任用
令和3年 1月1日現在	平均給料月額	182,680
	平均給与月額	193,347
	平均年齢 (歳)	62歳0月

イ 初任給 (円)

区 分	行政職	技能労務職
高校卒 (初級)	154,900	154,900
短大卒 (中級)	165,900	-
大学卒 (上級)	188,700	-

区 分	国の制度	
	行政職	技能労務職
高校卒 (初級)	150,600	147,900
短大卒 (中級)	-	-
大学卒 (上級)	総合職195,500 一般職182,200	-

ウ 級別職員数

区 分	行政職			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年 1月1日 現在	1			1	1	50.0
	2	2	10.0	2	1	50.0
	3	3	15.0	3		
	4	7	35.0	4		
	5	4	20.0	5		
	6	3	15.0	6		
	7	1	5.0	7		
	計	20	100	計	2	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)		
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有	
国の制度	2.250	2.200	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当 (令和3年1月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%～45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%～45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.09	0.10	
支給対象職員の比率 令和3年1月1日現在(%)	27.27	30.00	
代表的な特殊勤務 手当の名称	工事現場監督 等従事手当	工事現場監督 等従事手当	

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

長浜市長 藤井 勇治

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市病院事業の設置等に関する条例(平成18年長浜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(長浜市介護老人保健施設条例の一部改正)

第2条 長浜市介護老人保健施設条例(平成21年長浜市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成29年長浜市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市デジタル化推進基金条例の制定について

長浜市デジタル化推進基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市デジタル化推進基金条例

(設置)

第1条 デジタル技術を活用し、市民サービスの利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、長浜市デジタル化推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、長浜市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例の制定について

史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、貴重な歴史遺産を後世に伝えるため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条に基づき国の史跡として指定を受けた北近江城館跡群のうち、長浜市が所有する下坂氏館跡（以下「史跡」という。）の管理及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成等)

第2条 史跡を構成する物件及び位置は、次のとおりとする。

物件	位置
下坂氏館跡（主屋・表門・土蔵・便所・稲荷 ^{いなり} 祠 ^{ほくら} ・鎮守 ^{ほくら} 祠） 不断光院（本堂・庫裏・便所・表門・地藏堂） 土塁、堀、主郭内水路、庭園、墓地 その他これらに附帯するもの	長浜市下坂中町178番地外

(公開)

第3条 公開する史跡は、前条に規定する物件のうち、安全上及び管理上支障のない範囲とする。

(管理及び運営)

第4条 市長は、史跡の公開に当たり、管理及び運営に関し必要な措置を定め、常に良好な状態を保持するものとする。

(休館日)

第5条 史跡の休館日は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。

(観覧時間)

第6条 史跡の観覧時間は、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の観覧時間を変更することができる。

(観覧の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、観覧を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼす者又は迷惑になるものを携帯する者
- (2) 史跡、設備、器具、展示物等を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 職員の指示に従わず、史跡の保存上又は管理上支障があると認められる者
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる者

(観覧料)

第8条 史跡を観覧しようとする者は、別表第3に定める観覧料を納めなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な企画による資料の展示をしたときは、その期間内において別に観覧料を定めることができる。

3 既納の観覧料は還付しない。

(観覧料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、観覧料を減免することができる。

(損害賠償義務)

第10条 史跡又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、原状に復し、又は市長の決定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

休館日	(1) 月曜日から金曜日まで。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは除く。 (2) 12月1日から翌年2月末日まで
-----	--

別表第2 (第6条関係)

観覧時間	午前9時から午後4時まで。ただし、入場することができる時間は、午後3時30分まで
------	--

別表第3 (第8条関係)

観覧料 (1人につき)	区 分	個 人	団体(20人以上)
	大人(高校生以上)	280円	230円
	小学生・中学生	140円	120円

備考

- 1 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 2 観覧料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年長浜市条例第38号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第3条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

(申請者の資格)

第4条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（指定看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。次項において「法人等」という。）とする。

2 前項に定める者若しくはその役員又は当該法人等の経営に実質的に参加している者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(条例で定める基準等)

第5条 法第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準等は、次条及び第7条に規定するほか、省令の規定の例による。

(従業者の研修)

第6条 指定地域密着型サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア、身体拘束等の適正化等の研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第7条 指定地域密着型サービス事業者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定夜間対応型訪問介護事業者を除く。以下この条において同じ。）は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される避難、防災訓練等の参

加に努めなければならない。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、非常災害等の発生の際に、その事業が継続できるよう食料の備蓄等に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年長浜市条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（申請者の資格）

第3条 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項に定める者若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

（条例で定める基準等）

第4条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める基準等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第6条に規定するほか、省令の規定の例による。

（従業者の研修）

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア、身体拘束等の適正化等の研修の機会を確保しなければならない。

（非常災害対策）

第6条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される避難、防災訓練等の参加に努めなければならない。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、非常災害等の発生の際に、その事業が継続できるよう食料の備蓄等に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年長浜市条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の2第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（申請者の資格）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に定める者若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

（条例で定める基準等）

第4条 法第115条の2第1項及び第2項に規定する条例で定める基準等は、次条に規定するほか、省令の規定の例による。

（担当職員の研修）

第5条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア、身体拘束等の適正化等の研修の機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

長浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のよう
に制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

長浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年長浜市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（申請者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

2 前項に定める者若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

（条例で定める基準等）

第4条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する基準等は、次条に規定するほか、省令の規定の例による。

（介護支援専門員の研修）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア、身体拘束等の適正化等の研修の機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市公告式条例の一部改正について

長浜市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市公告式条例の一部を改正する条例

長浜市公告式条例（平成18年長浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市公報に登載」を「市ホームページに掲載」に改める。

第3条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則にこれを準用する。

第4条第1項中「記入して市長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改める。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に改め、同項後段中「市長」の次に「名」を、「あるのは「当該機関」の次に「名」を、「する者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項中「機関名」の次に「又は当該機関を代表する者の氏名」を加え、「、「市長印」とあるのは「当該機関印」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（長浜市監査委員条例の一部改正）

2 長浜市監査委員条例（平成18年長浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市役所前掲示場に掲示して」を「方法により」に改める。

（長浜市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正）

3 長浜市財政状況の作成及び公表に関する条例（平成18年長浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市公報」を「市ホームページへの掲載」に改める。

（長浜市都市公園条例の一部改正）

4 長浜市都市公園条例（平成18年長浜市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「公報」を「市ホームページ」に改める。

長浜市事務分掌条例の一部改正について

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

長浜市事務分掌条例（平成18年長浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「総務部 総合政策部」を「総務部」に改め、同条第 2 項中「防災危機管理局」の次に「及びデジタル行政推進局」を加える。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 総務部

- ア 議会及び行政一般に関すること。
- イ 内部統制の整備及び運用に関すること。
- ウ 財政並びに公有財産の管理及び利活用に関すること。
- エ 契約及び検査に関すること。
- オ 人事に関すること。
- カ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- キ 文書及び法規に関すること。
- ク 市政の総合的な政策の立案、調整及び管理に関すること。
- ケ 教育、学術及び文化の振興に関する方針に関すること。
- コ 市長が指示する重要政策の調整等に関すること。
- サ 広域行政に関すること。
- シ 広報及び広聴に関すること。
- ス 市の行政組織、事務分掌及び行政経営改革に関すること。
- セ 秘書に関すること。

第 2 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 項を加える。

3 デジタル行政推進局の分掌事務は、行政デジタル化の推進に関することとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

長浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の服務の宣誓に関する条例（平成18年長浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（職員の服務の宣誓）

第 2 条 新たに職員となった者は、その職務を行うために別記様式による宣誓書に署名して、遅滞なく任命権者に提出しなければならない。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（平成18年長浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（老健施設に勤務する職員の特殊勤務手当の特例）

- 4 老健施設に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項及び第7項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、次項から第7項までに規定する特殊勤務手当を支給する。この場合において、第5条第1項の規定は適用しない。
- 5 新型コロナウイルス感染症対策として新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する区域（以下「収容区域」という。）を有する階で従事した職員に対し、勤務1日につき600円を支給する。
- 6 収容区域で防疫又は消毒業務等に従事した職員に対し、勤務1回につき600円を支給する。ただし、次項に規定する職員を除く。
- 7 収容区域で新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した職員に対し、業務に従事した日1日につき、3,000円を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。

長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年長浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、第 2 条ただし書の規定により指定管理者候補を選定しようとする場合は、この限りでない。

第 5 条第 1 項中「生じたとき」の次に「、又は辞退その他の理由により指定管理者として指定することが不可能となったとき」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。
第 78 条中「6 人」を「5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第2項第3号」を「第34条第2項第3号」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

別表アの3中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

」

を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）

」

に、

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	147,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

」

を

「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１１６，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２０，０００円）
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４７，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、３０，０００円）

に改める。

別表アの３の２中

「

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３６２，０００円
------------------------------------	----------

を

「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２９０，０００円
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３６２，０００円

に、

「

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４５，０００円
------------------------------------	----------

を

「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１１４，０００円
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４５，０００円

」

に、
「

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	４５，０００円
------------------------------------	---------

」

を
「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	３３，０００円
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	４５，０００円

」

に、
「

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	４０，０００円
------------------------------------	---------

」

を
「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２８，０００円
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	４０，０００円

に改め、同表備考２中「方法」の次に「及び同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法」を加え、同表備考３中「認める方法」の次に「（同号ロの方法と同等と認められるものに限る。）」を加える。

別表アの４中

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３６２，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）
------------------------------------	---------------------------------------

を
「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２９０，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、１８，０００円）
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３６２，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）

に、
「

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４５，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）
------------------------------------	---------------------------------------

を
「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１１４，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、１８，０００円）
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４５，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）

」

に改め、同表備考１中「方法」の次に「並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法」を加え、同表備考２中「及び同号ただし書」を「並びに同号ただし書」に改め、「認める方法」の次に「（同号イ（２）及びロ（２）の方法と同等と認められるものに限る。）」を加える。

別表アの５中

「

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３６２，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）
------------------------------------	---------------------------------------

」

を
「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２９０，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、１８，０００円）
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３６２，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）

」

に、
「

床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４５，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）
------------------------------------	---------------------------------------

を
「

床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１１４，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、１８，０００円）
床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４５，０００円（評価書面の添付がなされたものにあつては、２８，０００円）

に改め、同表備考１中「方法」の次に「及び同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法」を加え、同表備考２中「認める方法」の次に「（同号ロの方法と同等と認められるものに限る。）」を加え、同表備考４（５）中「第３０条」を「第３５条」に改める。

別表オ中「第３０条第８項」を「第３５条第８項」に、「第３１条第２項」を「第３６条第２項」に、

「

３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２６，０００円
-----------------------------	---------

を
「

３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１６，０００円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２６，０００円

に改める。

別表カ中「第30条第8項」を「第35条第8項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、

「

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
-----------------------------	---------

」

を

「

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 15 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の保険料については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 8 条第 1 項の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用するものとする。

長浜市地域総合センター条例の一部改正について

長浜市地域総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市地域総合センター条例の一部を改正する条例

長浜市地域総合センター条例（平成18年長浜市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「施設の」を削り、同項の表を次のように改める。

名称	位置
長浜地域総合センター	長浜市西上坂町1164番地
虎姫コミュニティセンター	長浜市酢280番地1
木之本総合センター	長浜市木之本町田部542番地

第2条第2項中「虎姫コミュニティセンター内に」の次に「、木之本教育集会所を木之本総合センター内に」を加える。

第3条第1項中「木之本文化センター」を「木之本総合センター」に改める。

第5条第1項中「施設の」を削る。

別表の3の表を次のように改める。

3 木之本総合センター使用料

区分	単位	使用料
調理室	1時間	190円
相談室		190円
教養娯楽室		190円
会議室		190円
多目的室		190円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合はこれを1時間に切り上げるものとする。
- 2 第6条に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額を1時間当たりの使用料に加算する。
- 3 使用料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

別表の4の表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までになされた使用の許可及び当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

長浜市福祉ステーション条例の一部改正について

長浜市福祉ステーション条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市福祉ステーション条例の一部を改正する条例

長浜市福祉ステーション条例（平成18年長浜市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第1 余呉福祉ステーションの部を次のように改める。

余呉福祉ステーション	長浜市余呉町中之郷 2434番地	余呉高齢者福祉センター
		余呉デイサービスセンター

別表第3 高月福祉ステーションの項を次のように改める。

高月福祉ステーション	高月高齢者福祉センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
	高月デイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで

別表第3 木之本福祉ステーションの部木之本デイサービスセンターの項中「12月30日」を「12月29日」に改め、同表余呉福祉ステーションの部を次のように改める。

余呉福祉ステーション	余呉高齢者福祉センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
	余呉デイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで

別表第3 西浅井福祉ステーションの項中「及び土曜日」を削る。

別表第4 余呉高齢者福祉センターの部を次のように改める。

余呉高齢者福祉センター	サークル室1	1時間	190円
	サークル室2		95円
	活動室		95円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市介護保険条例の一部改正について

長浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市介護保険条例の一部を改正する条例

長浜市介護保険条例（平成18年長浜市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「資金の貸付事業として、」を削り、「高額介護サービス費等支払資金貸付事業」の次に「その他保健福祉事業」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第6条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「政令第38条第4項」を「政令第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第8号ア中「120万円以上200万円未満」を「120万円以上210万円未満」に改め、同項第9号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第10号ア中「300万円以上400万円未満」を「320万円以上400万円未満」に改め、同項第11号ア中「400万円以上500万円未満」を「400万円以上700万円未満」に改め、同項第12号ア中「500万円以上600万円未満」を「700万円以上1,000万円未満」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

11 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

12 第10項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長浜市介護保険条例第6条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 美浜地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

長浜市児童文化施設条例の一部改正について

長浜市児童文化施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市児童文化施設条例の一部を改正する条例

長浜市児童文化施設条例（平成18年長浜市条例第195号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項第 1 号中「水曜日」を「月曜日」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「483床」を「462床」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 4 2 条第 5 項中「前項」の次に「（同項第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「附則第2条第2項において同じ。」を削る。

第22条各号列記以外の部分中「（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第8号中「部屋（」の次に「次条第2項に規定する」を加える。

第23条第2項中「家庭的保育者」の次に「（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する滋賀県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

第34条第2項に次のただし書を加える。

ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「場合」の次に

「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

工事請負契約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、令和2年議案第81号で議決を得て締結した橋梁（寿橋）補修工事の工事請負契約を次のように変更することにつき、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

長浜市長 藤井 勇治

契約変更事項

契約の金額	変更後	241,481,900円
	(変更前	231,605,000円)

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 30 年議案第 158 号で議決を得て指定した浅井地区スポーツ施設の指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 変更事項

指定期間

変更後 平成 31 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（変更前 平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 3 0 年議案第 1 5 9 号で議決を得て指定した神照運動公園の指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 変更事項

指定期間

変更後 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（変更前 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 30 年議案第 160 号で議決を得て指定した長浜市民体育館等の指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 変更事項

指定期間

変更後 平成 31 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（変更前 平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和元年議案第 134 号で議決を得て指定した長浜伊香ツインアリーナの指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 変更事項

指定期間

変更後 令和 2 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（変更前 令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

第 8 期ゴールドプランながはま 21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）の策定につき議会の議決を求めることについて

第 8 期ゴールドプランながはま 21（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）を別紙のとおり策定することについて、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例（令和元年条例第 36 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

長浜市長 藤井 勇治